

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成29年7月号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★

◆平成29年度の主な工事予定  
◆区画整理課からのお知らせ

◆下水道課からのお知らせ



## ◆平成29年度の主な工事予定

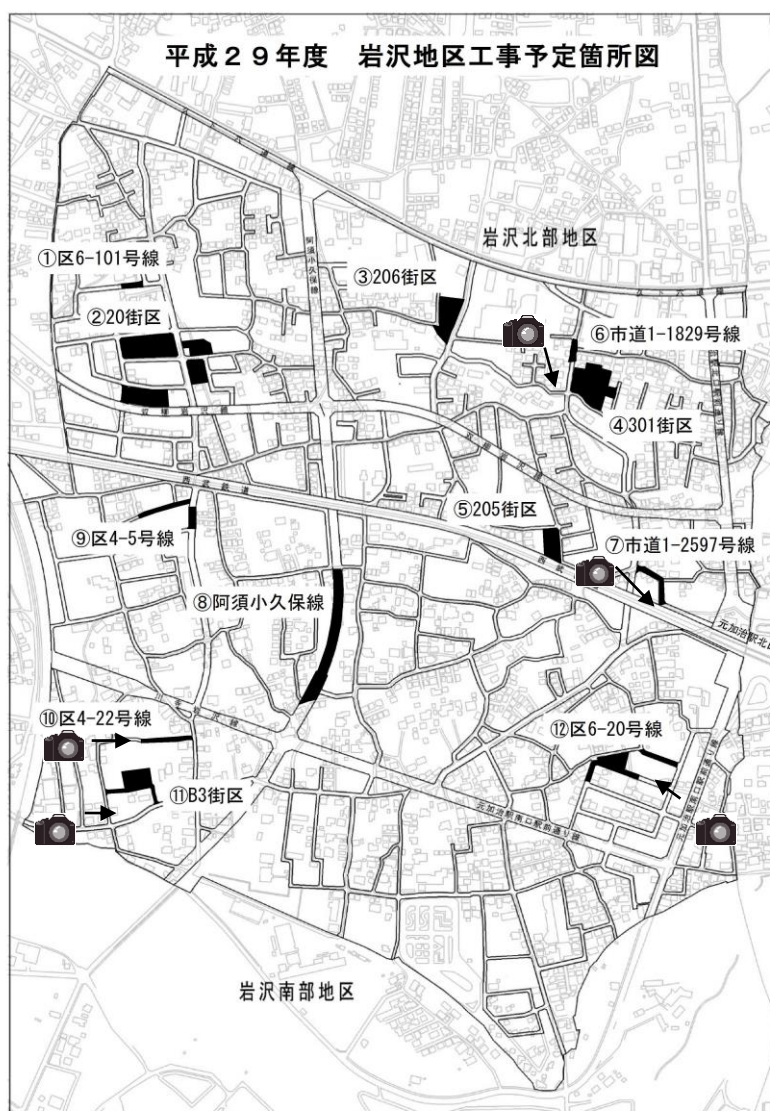
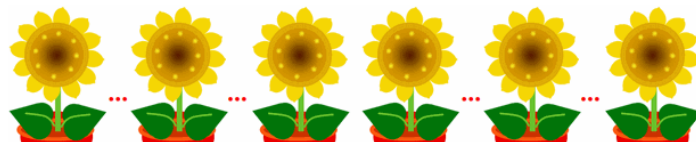
平成29年度の工事は以下のとおりです。

### 【岩沢北部地区】

- ① 区6-101号線道路築造
- ② 20街区ほか造成及び区6-54号線ほか道路築造
- ③ 206街区造成及び区4-115号線道路築造
- ④ 301街区ほか造成及び区4-119号線道路築造
- ⑤ 205街区造成及び区4.2-2号線道路築造
- ⑥ 市道1-1829号線道路築造
- ⑦ 市道1-2597号線道路整備

### 【岩沢南部地区】

- ⑧ 阿須小久保線工事用道路築造
- ⑨ 区4-5号線道路築造
- ⑩ 区4-22号線道路築造
- ⑪ B3街区造成及び区4-23号線道路築造
- ⑫ 85街区ほか造成及び区6-20号線ほか道路築造



その他、今年度の事業として埋蔵文化財調査、建物移転などを実施します。建物移転等につきましては、道路整備に関連した移転等を予定していますので、関係権利者の方々へ交渉を行います。

下記の2路線は工事期間中、特に通行に注意が必要な道路になります

⑥市道 1-1829 号線



(工事予定：8月～12月)

当該道路は、西武池袋線元加治駅へ接続する準幹線道路として整備を進めています。地域間を結ぶ生活道路で、比較的交通量が多いことから、これらの工事を行うにあたり、必要に応じ迂回等が生じる期間があります。迂回等につきましては、工事看板などで周知するほか交通誘導員の指示に従っていただきますようご協力をお願いします。

⑦市道 1-2597 号線



(工事予定：9月～2月)

下記の3路線は、工事完了後通行が可能となります

⑩ 区 4-22 号線



⑪ 区 4-23 号線



⑫ 区 6-20 号線





## 下水道課からのお知らせ

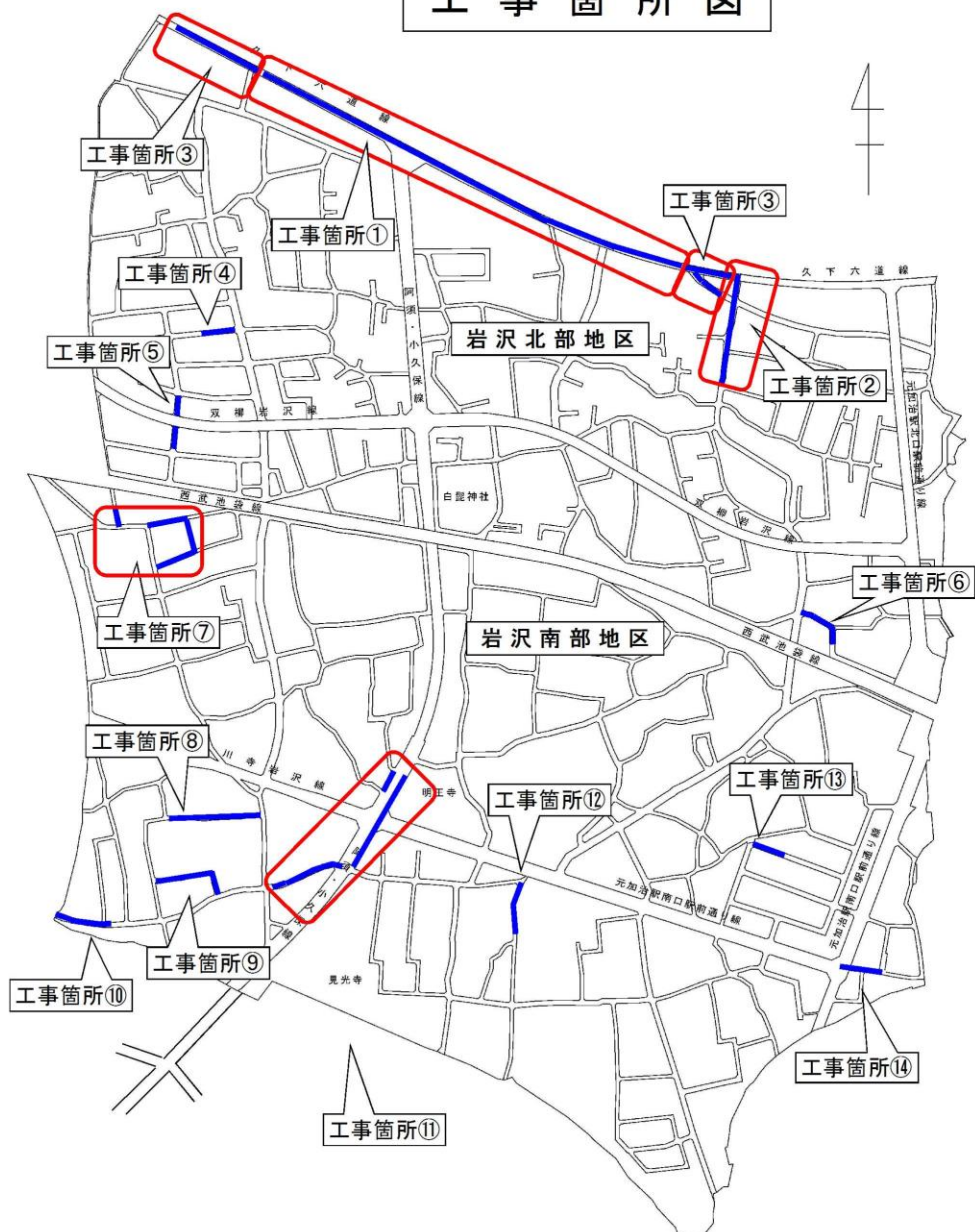
平成29年度岩沢地区公共下水道污水管工事についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成29年 4月上旬	平成29年 9月下旬	片側交互通行 夜間工事 (28年度より継続)
②	平成29年 4月上旬	平成29年 9月下旬	徐行通行 (28年度より継続)
③	平成29年 5月上旬	平成29年11月下旬	片側交互通行 夜間工事
④	平成29年 7月下旬	平成30年 1月下旬	通行止
⑤	平成29年 7月下旬	平成30年 1月下旬	通行止
⑥	平成29年 8月下旬	平成30年 1月下旬	通行止 (水道管移設工事あり)
⑦	平成29年 7月下旬	平成30年 1月下旬	通行止 (水道管移設工事あり)
⑧	平成29年11月下旬	平成30年 2月下旬	通行止
⑨	平成29年11月下旬	平成30年 2月下旬	通行止
⑩	平成29年 8月下旬	平成30年 1月下旬	徐行通行及び一時通行止
⑪	平成29年 6月上旬	平成29年11月下旬	通行止 (水道管移設工事あり)
⑫	平成29年 8月下旬	平成30年 2月下旬	通行止 (水道管移設工事あり)
⑬	平成29年 6月上旬	平成29年 9月下旬	通行止
⑭	平成29年 9月上旬	平成30年 1月下旬	通行止 (水道管移設工事あり)

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先: 下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

### 工事箇所図



## ◆ 区画整理課からのお知らせ

平成29年度における保留地（宅地）販売の抽せん日程をお知らせします。

- 受付期間 平成29年7月24日(月)～8月2日(水)  
8時30分～17時15分（期間中は、土・日も受け付けます。）
- 抽せん日時 平成29年8月10日（木）10時00分～
- 受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所
- 案内書、申込書及びパンフレットは、6月19日（月）から土地区画整理事務所、市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等で配布しています。また、詳細については広報はんの7月号及び市のホームページをご覧ください。
- 建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

### ☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

### ☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

### ○土地の売買について

土地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地設計の内容（仮換地案図や清算指数など）を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、換地設計の内容等についてご不明な場合は区画整理課までお問い合わせください。

### ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

### ○電柱等移設へのご協力をお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱等の移設も同時に行われます。電柱等の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となり、電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱等の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。



編集発行	飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住所	飯能市大字笠縫112-1
電話	042-973-8682
FAX	042-972-1242
Eメール	<a href="mailto:kukaku@city.hanno.lg.jp">kukaku@city.hanno.lg.jp</a>